

# 国保だより

## — 第16号 —

発行 宮城県国民健康保険団体連合会  
 仙台市青葉区上杉1-2-3  
 TEL 022-222-7075 (審査業務課)  
 022-222-7170 (審査管理課)  
 022-222-7170 (情報管理課)  
<http://www.miyagi-kokuho.or.jp/>

### ★宮城県建設業国保組合の給付割合変更について

平成18年10月1日から以下のとおり変更になりますので御留意願います。

保険者名	保険者コード	変更後	変更前
宮城県建設業 国保組合	043034	組合員7割	組合員8割

### 参考

平成18年7月1日現在 (前期高齢者・老人保健を除く)

保険者名	保険者コード	給付割合
宮城県歯科医師国保組合	043018	全被保険者7割
宮城県医師国保組合	043026	全被保険者7割
全国土木国保組合	133033	全被保険者7割 ※結核・精神任意給付あり
全国左官タイル塗装業国保組合	133231	全被保険者7割
全国建設工事業国保組合	133298	全被保険者7割
建設連合国保組合	233064	全被保険者7割

### お願い

#### 1 平成18年度診療報酬改定について

平成18年4月1日からの改定に伴い、4月診療(5月提出分)からの請求に、診療報酬点数、薬価、特定保険医療材料等の誤請求が見られましたので、再度の確認をお願いします。

なお、既に請求済の分で誤請求がありましたら、国保連合会へすみやかに御連絡願います。

#### 2 リハビリテーション料のレセプト記載要領について

レセプトの記載要領については、以下のとおりとなりますので、御留意願います。

- ① 心大血管等疾患リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料については、疾患名及び治療開始日を記載願います(治療開始日とは、リハビリテーション開始日をいう)。
- ② 脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び難病患者リハビリテーション料については、疾患名及び発症月日、手術月日又は急性増悪した月日を記載願います(平成18年3月31日以前に発症した患者については、起算日は平成18年4月1日とするが、レセプト記載の「発症月日」は平成18年3月31日以前の発症した月日となる)。
- ③ 障害児(者)リハビリテーション料については、発症月日を記載願います。

**3 診療報酬点数算定に係る「休日加算」について**

対象となる休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、1月29日、1月30日及び1月31日です。お盆休み等による医療機関等の休診日は該当しません。

なお、レセプト請求の際は、「急病等やむを得ない理由により受診した患者」であることが判断できるように、コメント等をお願いします。

**4 投与日数に制限のある内服薬・外用薬の制限日数を超える投与について**

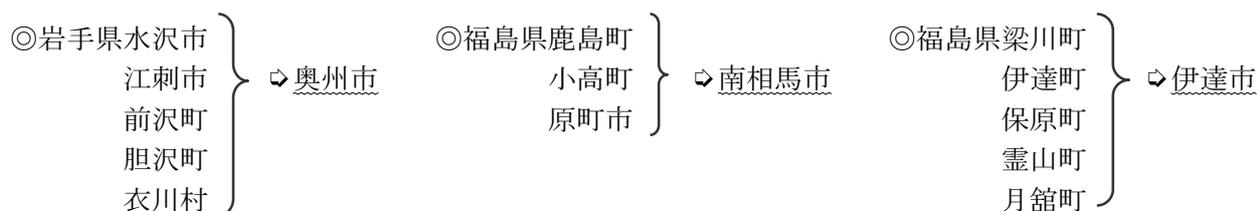
年末年始、ゴールデンウィーク及び長期旅行等は認められますが、お盆休みなど医療機関等又は患者の都合による理由では認められませんので御留意願います。

なお、長期旅行等の場合は、当該長期投与の理由を「摘要」欄に記載願います。

**5 被保険者証の確認について**

市町村合併が多く行われましたが、旧市町村の被保険者証の記号・番号及び老人受給者番号で請求される例が見られます。返戻の対象となりますので受診の都度確認をお願いします。

※隣県の市町村合併に伴い、返戻が増えています。特に次の市町村の返戻が多いので御留意願います。



**6 宮城県乳幼児医療費助成事業について**

各種国保組合における取り扱いについては以下のとおりです。

請求支払方法 国保組合名	国保83番公費 併用レセプト	社会保険乳幼児 連記式請求書	乳幼児助成申請書 による償還
宮城県建設業国保組合 (043034)	○	×	×
全国土木国保組合 (133033)			
宮城県歯科医師国保組合 (043018)	×	×	○
宮城県医師国保組合 (043026)	○(注1)	×	×
その他の国保組合で 仙台市の受給者 (注2)	×	○	×
その他の国保組合で 仙台市以外の受給者	×	×	○

○…適用します    ×…適用しません

(注1)…歯科医師・医師国保組合については、平成18年10月1日の受給分から現物給付で取り扱うこととなります。

(注2)…原則仙台市の受給者については、社会保険乳幼児連記式請求書で医療費の助成が受けられますが、受給者証未提示等のため窓口で一部負担金を徴収した場合は、各区役所から償還を受けることも出来ますので、その場合は各区役所の窓口にお問い合わせください。

## 7 障害者自立支援法の請求に係るレセプトの記載方法について

平成18年4月1日から、これまでの通院精神医療(21番公費)、更正医療(15番公費)、育成医療(16番公費)が「障害者自立支援法」として取り扱われることとなり、原則1割負担(世帯所得水準等により限度額があります。)となりました。

レセプトの公費に係る「一部負担金」欄の記載に当たっては、以下について御留意願います。

- ① 一部負担金は1円単位で記載願います。

ただし、老人医療又は医療保険(高齢受給者に係るものに限る。)と併用の場合(入院の場合及び在宅時医学総合診療料又は在宅末期医療総合診療料を算定した場合に限る。)には、10円単位(10円未満の端数を四捨五入した額)となります。

なお、食事療養費の標準負担額については、原則として自立支援医療の給付対象外であるため、自立支援医療に係る公費欄の食事療養に関する「回数」欄、「請求」欄、「標準負担額」欄には「0」を記載願います。

- ② レセプト右上「保険給付割合」欄は、「被保険者証」の給付割合で記載願います。

(例) 7割給付の場合、21番公費の1割自己負担であっても「9割」としないでください。

- ③ 全国土木国保組合等、自己負担について任意給付を実施している保険者もありますので、被保険者証の内容を確認してください。

なお、任意給付により窓口負担が無い場合でも、一部負担金相当額が支払い計算上必要となりますので、レセプトに記載願います。

《お願い》

他の医療機関や調剤薬局で既に限度額まで徴収しているため、一部負担金を徴収しなかった場合は、レセプトの公費に係る「一部負担金」欄に「0」と記載願います。

## 8 第三者行為のレセプト表示について

国保の患者さんが、交通事故など第三者行為によって負傷し国保を使った場合、レセプトの「特記事項」欄に「10第三」と表示願います。

## お知らせ

### 2 レセプト提出日

診療月	提出期限	レセプト処理分提出協力日
6月	7月10日(月)	7月7日(金)
7月	8月10日(木)	8月9日(水)
8月	9月11日(月)	9月8日(金)
9月	10月10日(火)	10月6日(金)

### 3 診療報酬支払予定日

診療月	支払予定日
5月	7月28日(金)
6月	8月30日(水)
7月	9月28日(木)
8月	10月30日(月)

※提出期限は上記のとおりとなっておりますが、早期提出にご協力をお願いいたします。

なお、診療報酬請求書等の受付及び診療報酬支払予定日の年間予定表をホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

## 宮城県からのお知らせ

## \* 国民健康保険被保険者証を無効とすることについて

このことについて、宮城県保健福祉部から、以下のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険者番号・保険者名	030148 岩手県八幡平市
被保険者証の記号・番号	3030-0040 (平成17年9月1日交付) 9130-0007 (平成17年9月1日交付)
このことに関する問合せ先	八幡平市 生活福祉部市民健康課国保係 電話 0195-76-2111

保険者番号・保険者名	030064 岩手県北上市
被保険者証の記号・番号	0010855 (平成17年10月1日交付)
このことに関する問合せ先	北上市 保健福祉部国保年金課 国保係 電話 0197-64-2111

保険者番号・保険者名	340281 広島県廿日市市
被保険者証の記号・番号	00109924 (平成18年4月11日交付)
このことに関する問合せ先	廿日市市 福祉保健部保険課国保年金係 電話 0829-20-0001

保険者番号・保険者名	340109 広島県三次市
被保険者証の記号・番号	08410722 (平成17年10月1日交付)
このことに関する問合せ先	三次市 市民生活部 さわやか市民室 保険年金グループ 電話 0824-62-6134

保険者番号・保険者名	344085 広島県広島市佐伯区
被保険者証の記号・番号	5412158 (平成18年4月18日交付)
このことに関する問合せ先	広島市佐伯区 保険年金課保険年金係 電話 082-943-9712

保険者番号・保険者名	450510 宮崎県清武町
被保険者証の記号・番号	77747 (平成18年5月15日交付)
このことに関する問合せ先	清武町 福祉保健課 国保・年金グループ 電話 0985-85-1111

保険者番号・保険者名	450866 宮崎県美郷町
被保険者証の記号・番号	20000881 (平成18年1月1日交付)
このことに関する問合せ先	美郷町 南郷支所 福祉保健課 町民生活担当 電話 0982-59-1602

保険者番号・保険者名	321034 島根県飯南町
被保険者証の記号・番号	82-0020881 (平成18年4月1日交付)
このことに関する問合せ先	飯南町 住民課 税務保険担当 電話 0854-76-2213